

No. 1

平成25年第1回定例会

埼玉県後期高齢者医療
広域連合議会議案

平成25年2月20日

議 案 目 次

議案第 1 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他の非常勤の職員の 公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………1
議案第 2 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条 例の一部を改正する条例の制定について……………3
議案第 3 号	平成 2 4 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特 別会計補正予算（第 2 号）…………… 別冊
議案第 4 号	平成 2 5 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算…………… 別冊
議案第 5 号	平成 2 5 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特 別会計予算……………別冊

議案第1号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)
<p>【 専決処分とした理由 】</p> <p>障害者自立支援法法律の一部改正に伴い、必要な規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するもの。</p> <p>【 内 容 】</p> <p>障害者自立支援法法律の一部改正に伴い、法律の題名及び根拠となる条項の番号の整理をする。</p>	
施行日	—
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(介護補償)</p> <p>第15条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して広域連合長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第15条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して広域連合長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受</p>

<p>(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>けている場合に限る。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

議案第2号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	地方自治法第241条等
<p>【趣旨】</p> <p>所得の少ない被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料賦課額の軽減について、平成25年度も実施されることとなり、その財源として当該基金を処分することから、条例の失効期限を延長する必要があるため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 失効期限 この条例の失効期限を「平成25年3月31日」から「平成26年3月31日」に変更する。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>～</p> <p>第7条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>第2条 この条例は、<u>平成26年3月31日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>～</p> <p>第7条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>第2条 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>